

ピオーネ倶楽部 短期入所利用料(1割負担)

社会福祉法人 桃山福祉会
特別養護老人ホーム ピオーネ倶楽部
令和3年8月1日改定

基本表 (単位単価: 10.17円)

要介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算(I)	夜勤職員配置加算(IV)	機能訓練体制加算	認知症専門ケア加算(1)	療養食加算	送迎加算	滞在費	食費
要支援 1	523単位	18単位	20単位	12単位	3単位/日	8単位/回	184単位/片道	2,006円	1,445円
要支援 2	649単位								
要介護 1	696単位								
要介護 2	764単位								
要介護 3	838単位								
要介護 4	908単位								
要介護 5	976単位								

基準費用額 (利用者負担 第4段階)

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額※1	滞在費	食費※2	合計※3		
要支援 1	624円	2,006円	1,445円	4,075円	療養食 9円 (1食あたり)	・第1～第3段階に該当しない方(課税世帯)
要支援 2	766円			4,217円		
要介護 1	842円			4,293円		
要介護 2	919円			4,370円		
要介護 3	1,002円			4,453円		
要介護 4	1,081円			4,532円		
要介護 5	1,158円			4,609円	送迎費 208円 (片道)	

※1基本額は、基本単位数にサービス提供体制加算、夜勤職員配置加算(要支援1,2は除く)、機能訓練加算を加え、介護職員処遇改善加算8.3%+介護職員等特定処遇改善加算2.7%を加算し単位単価10.17円を乗じた金額の自己負担額1割で計算。
※2朝食:395円、昼食・おやつ:525円、夕食:525円の合計(最大:1,445円)※3朝昼夕3食とった場合の合計

利用者負担 第1段階

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額	滞在費	食費	合計		
要支援 1	624円	820円	300円	1,744円	療養食 9円 (1食あたり)	・生活保護 ・高齢福祉年金受給者 ・預貯金が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
要支援 2	766円			1,886円		
要介護 1	842円			1,962円		
要介護 2	919円			2,039円		
要介護 3	1,002円			2,122円		
要介護 4	1,081円			2,201円		
要介護 5	1,158円			2,278円	送迎費 208円 (片道)	※介護保険負担限度額認定証の申請が必要

※基本額は、全額公費負担となり、ご利用者負担は滞在費、食費のみとなります。

利用者負担 第2段階

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額	滞在費	食費	合計		
要支援 1	624円	820円	600円	2,044円	療養食 9円 (1食あたり)	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が80万円以下の方 ・預貯金が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
要支援 2	766円			2,186円		
要介護 1	842円			2,262円		
要介護 2	919円			2,339円		
要介護 3	1,002円			2,422円		
要介護 4	1,081円			2,501円		
要介護 5	1,158円			2,578円	送迎費 208円 (片道)	※介護保険負担限度額認定証の申請が必要

※基本額が月額15,000円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

利用者負担 第3段階①

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額	滞在費	食費	合計		
要支援 1	624円	1,310円	1,000円	2,934円	療養食 9円 (1食あたり)	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が80万円超120万円以下 ・預貯金が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要支援 2	766円			3,076円		
要介護 1	842円			3,152円		
要介護 2	919円			3,229円		
要介護 3	1,002円			3,312円		
要介護 4	1,081円			3,391円		
要介護 5	1,158円			3,468円	送迎費 208円 (片道)	

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。
※上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。

利用者負担 第3段階②

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額	滞在費	食費	合計		
要支援 1	624円	1,310円	1,300円	3,234円	療養食 9円 (1食あたり)	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が120万円超 ・預貯金が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要支援 2	766円			3,376円		
要介護 1	842円			3,452円		
要介護 2	919円			3,529円		
要介護 3	1,002円			3,612円		
要介護 4	1,081円			3,691円		
要介護 5	1,158円			3,768円	送迎費 208円 (片道)	

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。
※上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。

ピオーネ倶楽部 短期入所利用料(2割・3割負担)

社会福祉法人 桃山福祉会
特別養護老人ホーム ピオーネ倶楽部
令和3年8月1日改定

基本表 (単位単価: 10.17円)

要介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算(I)	夜勤職員配置加算(IV)	機能訓練体制加算	認知症専門ケア加算(I)	療養食加算	送迎加算	滞在費	食費
要支援 1	523単位	18単位	20単位	12単位	3単位/日	8単位/回	184単位/片道	2,006円	1,445円
要支援 2	649単位								
要介護 1	696単位								
要介護 2	764単位								
要介護 3	838単位								
要介護 4	908単位								
要介護 5	976単位								

(2割負担)

基準費用額 (利用者負担 第4段階)

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額※1	滞在費	食費※2	合計※3		
要支援 1	1,248円	2,006円	1,445円	4,699円	療養食 18円 (1食あたり)	・第1～第3段階に該当しない方(課税世帯)
要支援 2	1,533円			4,984円		
要介護 1	1,684円			5,135円		
要介護 2	1,838円			5,289円		
要介護 3	2,005円			5,456円		
要介護 4	2,162円			5,613円		
要介護 5	2,316円			5,767円	送迎費 415円 (片道)	

※1基本額は、基本単位数にサービス提供体制加算、夜勤職員配置加算(要支援1,2は除く)、機能訓練加算を加え、介護職員処遇改善加算8.3%+介護職員等特定処遇改善加算2.7%を加算し単位単価10.17円を乗じた金額の自己負担額2割で計算。
※2朝食:395円、昼食・おやつ:525円、夕食:525円の合計(最大:1,445円)※3朝昼夕3食とった場合の合計

(3割負担)

基準費用額 (利用者負担 第4段階)

要介護度	1日当り所要費				ご利用の場合	該当条件
	基本額※1	滞在費	食費※2	合計※3		
要支援 1	1,873円	2,006円	1,445円	5,324円	療養食 27円 (1食あたり)	・第1～第3段階に該当しない方(課税世帯)
要支援 2	2,300円			5,751円		
要介護 1	2,526円			5,977円		
要介護 2	2,757円			6,208円		
要介護 3	3,008円			6,459円		
要介護 4	3,243円			6,694円		
要介護 5	3,474円			6,925円	送迎費 623円 (片道)	

※1基本額は、基本単位数にサービス提供体制加算、夜勤職員配置加算(要支援1,2は除く)、機能訓練加算を加え、介護職員処遇改善加算8.3%+介護職員等特定処遇改善加算2.7%を加算し単位単価10.17円を乗じた金額の自己負担額3割で計算。
※2朝食:395円、昼食・おやつ:525円、夕食:525円の合計(最大:1,445円)※3朝昼夕3食とった場合の合計